

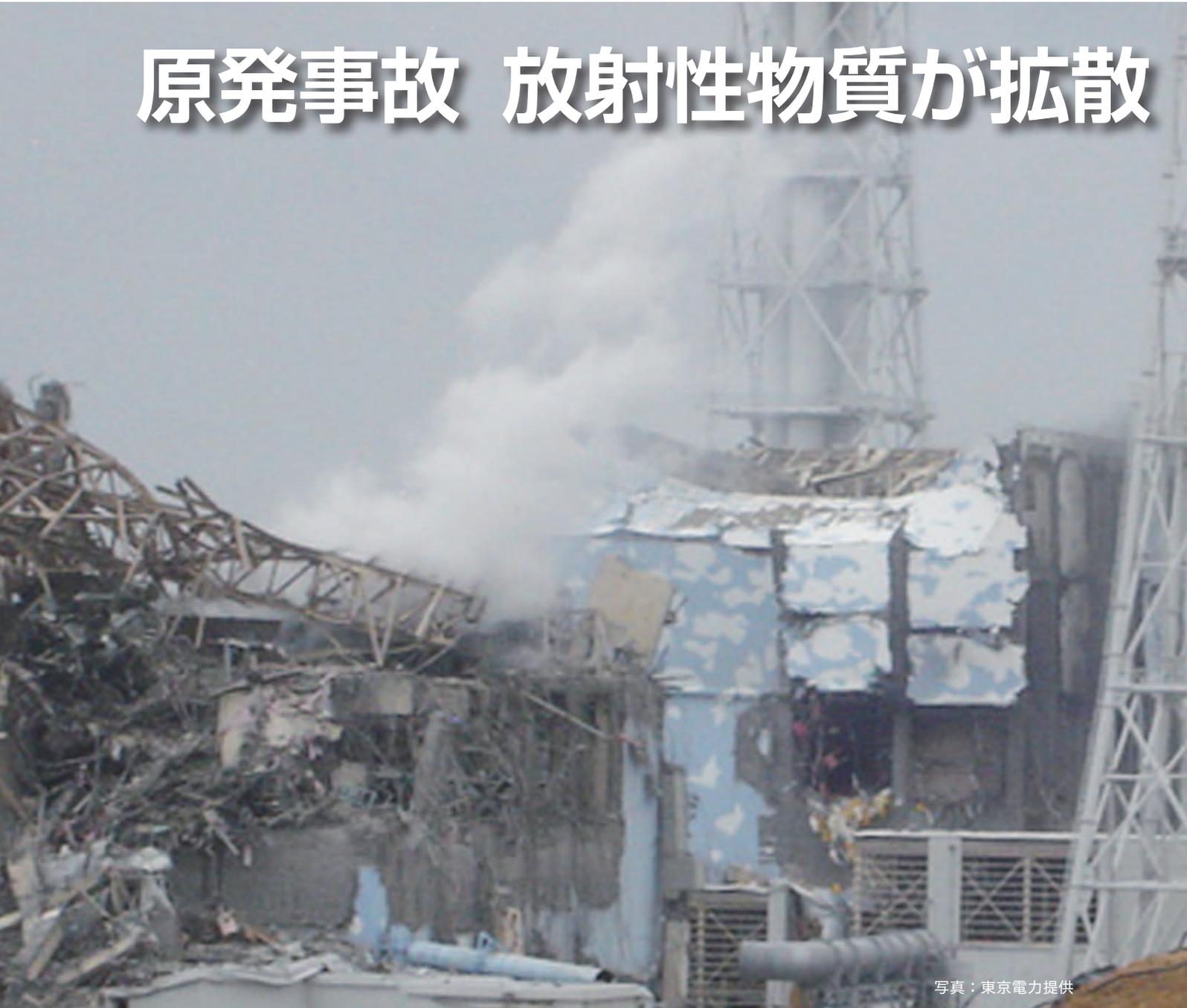
第2章

いのちを守れ

東京電力福島第一原発の事故は、伊達市にも大きな“負の遺産”を残した。終わりの見えない放射性物質の除染。子どもや市民の健康、食の安全・安心をどう守るのか。本当の笑顔を取り戻す戦いは続く。



原発事故 放射性物質が拡散



写真：東京電力提供

放射性物質の放出

3月12日～17日にかけて、東京電力福島第一原子力発電所から大量の放射性物質が放出されたとされている。

原子力安全・保安院が試算した福島第一原発からの放射性物質の放出量は、48万テラBq（ヨウ素131、セシウム137〈ヨウ素換算値〉）であり、INES（国際原子・放射線事象評価尺度）評価のレベル7に相当する値となっている。これは、INES評価の中で最も重い評価だが、過去のチェルノブイリ発電所事故時の約11分の1と推定されている。

放射性物質	福島第一での放出量 (H24.2.16 原子力安全・保安院評価)	(参考) チェルノブイリでの放出量	割合
ヨウ素131 (a)	15万テラBq	180万テラBq	11分の1
セシウム137 (ヨウ素換算値) (b)	0.83万テラBq (33万テラBq)	8万5千テラBq (340万テラBq)	10分の1
(a) + (b)	48万テラBq	520万テラBq	11分の1

※ 1 テラ = 10^{12} = 1 兆



平成23年3月13日1面

平成23年3月11日。東日本大震災発生から41分後の午後3時27分、双葉・大熊両町に立地する東京電力福島第一原子力発電所を津波の第一波が襲った。1～4号機の浸水高は11.5～15.5m(その後の発表で14m超)にも達し、大津波は、非常用ディーゼル発電機の燃料が入った重油タンクを海に押し流した。電源が失われたことで原子炉は冷却機能を喪失。1～3号機で核燃料が溶け出す炉心溶融が始まった。

同日午後7時3分、政府は原子力緊急事態宣言を発令、午後9時23分には、第一原発から半径3km以内の住民に避難指示が出され、原子力安全・保安院はINES(国際原子力事象評価尺度)の暫定評価結果をレベル4と発表した。

12日午前5時44分、避難指示区域は半径10kmに拡大された。同日午後3時36分、1号機で水素爆発が発生。14日には3号機、15日には2号機が相次いで爆発した。いずれも原子炉の水位が低下し、燃料が空だき状態になったことで、格納容器の圧力が異常上昇したことが原因とみられる。15日、16日には4号機が火災を起こし、ウラン燃料が核分裂してできる大量の放射性物質(放射性ヨウ素、放射性セシウム)が放出され、3号機周辺では一般人の年間被ばく線量限度の400倍に相当する毎時400mSv(1mSvは1,000μSv)にも達した。政府は15日午前9時40分、半径20～30kmの住民ら約14万人を対象に屋内退避を指示した。

初期段階で大量の冷却水を確保するには、廃炉覚悟の「海水注入」が避けられなかったが、1号機に海水が注入されたのは、3月12日午後8時20分だった。判断の遅れが水素爆発につながった。3月20日、北沢俊美防衛相は、継続的な注水によって福島第一原発1～6号機の使用済み燃料プールの温度はすべて100度未満と説明。「国民のみなさんに安心していただける数字」と述べた。原子炉や使用済み核燃料プールの冷却機能も徐々に回復。外部からの電力供給で電源も復旧が進んだ。

しかし、原乳、水道水、本県産野菜などから相次いで基準値を上回る放射性物質が検出され、食への影響がじわじわと顕在化した。

4月12日、原子力安全・保安院と原子力安全委員会は、福島第一原発の事故について、これまでに放出された放射性物質が大量(放射性ヨウ素換算で37万～63万テラBq)かつ広範にわたるとして、INESの暫定評価結果を「深刻な事故」とされるレベル7に引き上げたと発表した。

同月22日、政府は福島原発周辺20km圏内の住民の立ち入りを禁ずる「警戒区域」、20kmの警戒区域外側で、放射性物質の累積量が高い地域を「計画的避難区域」、半径20～30km圏内で計画的避難区域に入らない地域の大部分を「緊急時避難準備区域」に指定。6月30日には伊達市霊山町と同月舘町の4地区・104地点(113世帯)、7月21日には南相馬市4地区の住居57地点(59世帯)を局地的に放射線量が高いホットスポットにあたるとして「特定避難勧奨地点」に設定した。11月25日には南相馬市20地点(22世帯)、伊達市13地点(15世帯)が追加設定された。

県外避難 相次ぐ

警戒区域等の指定によって、住民の県外への避難が相次いだ。3月20日までに、新潟県の8,000人以上(推定)をトップに山形、埼玉、栃木など7県に2万人を超す県民が流出。県内他地区への避難を含めると、ピーク時の3月12日には13万2,540人、約1カ月を経過した4月9日現在でも、4万4,700人が故郷を離れた。県が発表した24年1月1日現在の県推計人口は198万2,991人で、1年間で4万4,147人減少した。

見えない敵 放射能との闘い 【第1段階】

平成23年3月11日～平成23年6月30日

平成23年3月23日に、SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)により、福島第一原発から北西方向に放射能汚染が拡大していることが初めて公表され、伊達市にも大量の放射性物質が原発事故によって降り注いだことが分かった。

放射線の影響を受けやすいといわれる、子どもや、避難区域設定の基準に該当するような放射線量の高い一部地域に居住している市民を守るため、市は、これまで経験したことのない原子力災害に対して、独自に試行錯誤の対策を行った。



ポイント

1 原発が危ないぞ!

2 安定ヨウ素剤の配布を検討しなくてはならないぞ!

3 伊達市も放射能に汚染されているぞ!
※SPEEDIの公表により

4 水道水、農産物も放射能に汚染されているぞ!

5 放射線量測定を始める
↓
線量の高い地域があるぞ!

6 新学期が始まる
↓
子どもを放射能から守らなくてはならないぞ!

7 線量の高い地域に住んでいる市民の避難を検討しなくてはならないぞ!



平成23 3/23(水)

- 国は、SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)により、3月12日午前6時から24日午前0時までの被ばく試算線量を初めて公表し、福島第一原発より北西方向に放射能汚染が拡大しているとした

3/25(金)

- 県は、原発事故に伴う放射性物質による県内農用地の土壌汚染を調査するため、その結果及び今後の方針が示されるまで予定している農作業を延期するよう、県内の営農家へ要請する

4/1(金)

- 市は、定期人事異動を一部を除き1カ月延期する(退職者も含む)
- 月舘地区布川水源の水道水の放射性物質モニタリング検査において、乳児への飲用基準の100Bq/kgを下回り、月舘地区の乳児に対する飲用制限を解除する



H23.4.1 新規採用職員

4/4(月)

- 厚生労働省は、都道府県単位で実施してきた農産物の出荷停止を見直し、市町村単位で設定・解除できるようにすると発表

4/5(火)

- 県は、県内全ての学校、幼稚園、保育所等(20km圏内の避難地域を除く1,648校・園)の校庭・園庭で、環境放射線モニタリング調査を行う(7日まで)。その結果、52校・園で毎時3.8 μ Svを上回るか、それに近い数値が測定される

4/6(水)

- 県は、3月31日及び4月1日に実施した県内農用地の放射性物質の調査結果を発表し、放射性セシウム濃度が高かった本市月舘地区を含む7市町村について再調査を行うとする



H23.4.6 梁川小学校入学式

4/7(木)

- 23時32分頃、宮城県沖を震源とするM7.2の地震が発生し、市内で最大震度5強を観測する

4/8(金)

- 農林水産省は、稲の作付けに関する考え方として、避難区域等に加え、生産したコメが食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域については、稲の作付制限を行うとともに、作付制限以外の地域においても、収穫時にコメの検査を行い、食品衛生法上の暫定規制値を超える場合は、出荷制限の指示を行うと発表

4/10(日)

- 県は、本市産の露地栽培の原木シイタケから食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたため、市内の生産者に出荷の自粛を要請する

平成23 4/11(月)

- 17時16分頃、福島県浜通りを震源とするM7.0の地震が発生し、市内で最大震度5弱を観測する
- 原子力安全委員会は、平成23年3月12日から24年3月11日までの1年間の積算線量について、霊山町石田・宝司沢地区を含む県内12地点が、20mSvを上回る予測と発表
- 政府は、国際放射線防護委員会(ICRP)と国際原子力機関(IAEA)の基準値をもとに、20km以遠で1年以内の積算線量が20mSvに達する恐れのある地域を「計画的避難区域」に設定するとし、居住者には概ね1カ月を目途に別の場所へ避難してもらうよう求めると発表

再調査、5市村解除

平成23年4月13日1面

県が11日に発表した。新たに調査した浪江町の農用地土壌調査結果は「表」の通り。再調査地のうち、伊達市月館町、二本松市、本宮市、大玉村、郡山市日和田町はいずれも国が示したコメの作付け制限基準の五〇〇〇μCi(放射セシウム)を下回り、作付けを断じた。さらに、同区域に指定された川俣町は基準値以下だったが、一部が計画的避難区域になる見込みだ。飯館村の七方所は五

指が出ていた田村市の部、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、いわき市の一部を合わせて十一市町村・地域も作付けしないよう求めた。ただ、南相馬、川俣両市ほどの地域が計画的避難区域に指定され、県は「一日も早く明確にしてほしい」としている。今回は七市町村四十

なかつた会津若松、猪苗代、会津坂下、南会津、川内、広野各市町村の十カ所の土壌を調べた。

4/12(火)

- 県は、4月5日から7日にかけて実施した県内農用地の放射性物質再調査の結果を発表し、全ての地点で作付け制限基準の5,000Bq/kgを下回り、県内各市町村(避難区域等は除く)について稲等の作付けが可能であるとした
- 県は、広域的な環境影響を詳細に把握することを目的に、福島県環境放射線モニタリング・メッシュ調査(警戒区域を除く県内全域を4kmメッシュに分けて1,865地点)を実施した(16日まで)

4/13(水)

- 県放射線健康リスク管理アドバイザーによる教育関係者説明会において、「環境放射線量の測定値などを基にした国の基準が示されるまで、屋外活動を控えた方がよい」という考えが示され、本市においても国の基準が示されるまで、小・中学校、幼稚園、保育園における屋外活動を極力控えることにする
- 政府の原子力災害対策本部は、食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された本市を含む県内14市町村の露地で栽培された原木シタケについて、県に出荷制限を指示する

4/14(木)

- 文部科学省は、県が今月上旬に測定し放射線量が比較的高かった県内52校・園の環境放射線モニタリングの再調査を行う。本市では、小国小学校と富成小学校で実施される

4/17(日)

- 県と市は、県放射線健康リスク管理アドバイザー・長崎大学 山下俊一教授による「福島原発事故の放射線健康リスクについて」の講演会を伊達MDDホールで開催し、約900人が参加する

4/19(火)

- 文部科学省は、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方」として、年間累積被ばく放射線量を20mSv以下とすべきとの判断から、毎時3.8μSvを基準値とし、それを超える空間線量率が計測された学校については、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当であると示し、校庭・園庭での放射線量が基準値を上回った県内13校・園の屋外活動を控えるよう県教育委員会へ通知する(本市では、小国小学校と富成小学校が該当する)

4/21(木)

- 表土除去による放射線の低減効果を確認するため、旧下小国小学校校庭で実証試験を実施。5 cm程度の剥ぎ取りでかなりの効果があることを確認した。

4/22(金)

- 政府の原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき、葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部、南相馬市の一部で、3月12日の避難のための立ち退きを指示した区域(半径20km圏内)を除く区域を「計画的避難区域」に設定し、区域内の居住者は概ね1カ月以内に区域外へ避難することを求める

- 文部科学省と県教育委員会は、小国小学校、富成小学校の保護者等を対象にした「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方について」の説明会を保原市民センターで開催する

- 県より放射線量測定器2台を借用し、教育委員会に1台、こども部に1台を配置する。各学校・幼稚園・保育園等における市独自の測定を本格的に始める

4/25(月)

- 市は、市内全ての幼稚園・保育園を対象に環境放射線量測定を行い(26日まで)、富成幼稚園が学校等の屋外活動を制限する基準値毎時3.8 μ Svを超えたため、屋外活動の制限を指示する

4/26(火)

- 政府と東京電力の事故対策統合本部は、4月24日現在の放射線量分布マップ、事故後1年間の推定積算放射線量マップを公表した。霊山町石田・宝司沢地区が、計画的避難区域の基準となる年間の積算被ばく線量20mSvを上回る21.2mSvと発表する
- 県内17JAと農業生産団体が参画し、「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会」が設立され、原発事故による放射性物質の拡散に伴う農畜産物の損害額を東京電力に対して請求していくとする

4/27(水)

第64回災害対策本部会議

- 年間許容放射線量を少しでも低くするために、学校等の屋外活動を制限する基準値毎時3.8 μ Svを超える小国小学校、富成小学校・富成幼稚園の校庭(園庭)の表土を、4月29日から除去することを決定する



平成23年4月20日17面

表土除去の校庭
放射線値が低下
伊達市
放射線量が高い校庭
を続ける。

の表土除去作業を行った伊達市は、二日除去した小学校と幼稚園で放射線値が大幅に下がったと発表した。二日の地上五十センチの測定値は、小国小が二十九日の毎時五・三三 μ Svから一・五三 μ Svに、富成小は四・七八 μ Svから一・六〇 μ Svに、富成幼稚園は三・九六 μ Svから一・六二 μ Svに下がった。小国小の二日の測定値は〇・八五 μ Svだった。市は三日以降も測定

平成23年5月3日18面

平成23 4/27(水)

●年間の積算被ばく線量推定値が、計画的避難区域の設定基準となる20mSvを上回ると予測された霊山町石田・宝司沢地区について、政府は計画的避難区域への設定は検討しないと発表

4/29(金)

●市は、小国小学校・富成小学校・富成幼稚園の校庭(園庭)の表土除去を実施し(30日まで)、放射線量の低下を確認した。除去した表土は校庭の一角に被覆シートをかぶせて仮置きした

●県は、県内(20km圏内の避難指示区域を除く)の児童福祉法等に基づく施設の園庭等(325地点)の空間線量率の測定を実施し(30日まで)、霊山こどもの村児童館で毎時4.0μSvが測定されたため、利用を制限する

5/1(日)

●放射線量測定値の高かった校庭などの土壌対策に取り組む福島、郡山、二本松、伊達、本宮、大玉の5市1村は、「福島第一原子力発電所事故の影響下における子どもたちの安全・安心の確保について」として、文部科学大臣に土壌処理方法などの基準を示し費用を支援するよう要望活動を行う

5/2(月)

●環境省より、県内の災害廃棄物の取り扱い方針が示され、本市については当面の間、仮置き場に集積しておき処理は行わないとし、焼却処分については、災害廃棄物の汚染状況についての現地調査結果を踏まえて検討するとした

5/6(金)

●屋外活動の制限が出されていた小国小学校、富成小学校、霊山こどもの村児童館の放射線量の再調査が行われ(7日まで)、いずれ



費用支援など求める 福島など 5市1村 土壌対策で文科相に

放射線量測定値の高かった校庭などの土壌対策に取り組む福島、郡山、二本松、伊達、本宮、大玉の5市1村は、文部科学大臣に土壌処理方法などの基準を示し、費用を支援するよう求めた。文科相は土壌処理の専門家を派遣し、各校への放射線量測定器の配置、全児童生徒のスクリーニング検査の実施、水泳指導時の基準の明確化、教室の空調設備設置なども要求した。

福島県伊達市長 高木文相(右)に要望書を手交す伊達市長(左隣)

提出。高木文科相は土壌処理の専門家を派遣し、各校への放射線量測定器の配置、全児童生徒のスクリーニング検査の実施、水泳指導時の基準の明確化、教室の空調設備設置なども要求した。

原正夫郡山市長、三保恵二本松市長、仁志田昇司伊達市長、高松義行本宮市長、浅相定次大玉村長同席した。

平成23年5月2日16面

計画的避難区域がれき当面処理せず

環境省方針 風評被害の恐れ考慮

警戒区域 風評被害の恐れ考慮

環境省は、警戒区域や計画的避難区域の「がれき」について、処理し、当面は処理しない方針を決めた。同省の南川秀樹環境事務次官が2日、県庁で松本友作副知事と会談し、本県の災害廃棄物の当面の取り扱いについて説明した。

環境省は、警戒区域や計画的避難区域の「がれき」について、処理し、当面は処理しない方針を決めた。同省の南川秀樹環境事務次官が2日、県庁で松本友作副知事と会談し、本県の災害廃棄物の当面の取り扱いについて説明した。

仮置き場で汚染調査

仮置き場以外の浜通、地調査を行う。調査では、仮置き場周辺の空間線量や放射線量の測定、仮置き場の放射線量の測定を行う。

環境省は、仮置き場の汚染状況を調査する。同省は5月中旬にも学識経験者からなる検討会を新たに設置し、仮置き場の放射線量の測定を行う。同省は、仮置き場の放射線量の測定を行う。

環境省は、仮置き場の汚染状況を調査する。同省は5月中旬にも学識経験者からなる検討会を新たに設置し、仮置き場の放射線量の測定を行う。同省は、仮置き場の放射線量の測定を行う。

平成23年5月3日18面

平成23 5/16(月)

第68回災害対策本部会議

- 市内の保育園・幼稚園（私立も含む）計26園について、園庭の表土除去を実施することを決定する。手法は、文部科学省の空間線量低減策の検討結果に準じて行い、処理土は原則、敷地内に穴を掘って埋設する。先行実施により校庭に除去表土を仮置きしていた小国小学校と富成小学校についても同様に対応することを決定する
- 文部科学省は、霊山町石田宝司沢で、年間積算線量推計値が計画的避難区域となる基準の20mSvを上回ると発表する

5月16日発表（5月11日時点）			
地区	3/12~5/11の積算線量推計値 (mSv)	測定値 (μSv/h)	23/3/12~24/3/11の積算線量推計値 (mSv/y)
霊山町上小国	4.4	2.7	16.2
霊山町石田行合道	3.9	2.3	14.1
霊山町石田宝司沢	4.4	3.9	21.7

※このデータは、文部科学省が公表しているもの

5/17(火)

- 環境省は、原発事故のため放射性物質で汚染された可能性がある県内のがれきについて、汚染レベルが極めて低い会津地方と同程度の放射線量であれば、他の地域でも通常通りの処理を認め、仮置き場からの移動制限も解除すると発表

5/18(水)

- 衆議院予算委員会に東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う要望書を提出する
- 衆議院文部科学委員会において、市長が参考人として出席し、放射能低減のために学校施設の校庭の表土を独自に除去するに至った経緯や、国に対する要望等について意見陳述する



H23. 5.18 衆議院文部科学委員会

5/19(木)

- 市は、霊山町石田・坂ノ上、八木平地区の各世帯へ、一時避難の希望の有無等を確認する意向調査表を送付する

5/24(火)

第69回災害対策本部会議

- 放射能を含んだ土砂の堆積により、側溝内及びその周辺の放射線量が他に比べて高くなっているため、側溝汚泥の処理については、国から指針が示されるまで側溝清掃活動を自粛または延期することを決定する

5/27(金)

- 文部科学省は、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」として、年間20mSvとしている小中学校などの屋外活動制限の放射線量の暫定基準を当面維持しながらも、年間1mSv以下を最終目標とすると発表。合わせて、校庭の表土除去費用を補助すると発表し、学校内で児童生徒等が受ける放射線量の低減を進めていく方針を示す

平成23 6/2(木)

- 政府の原子力災害対策本部は、食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された本市を含む県内2市1町のウメについて、県に出荷制限を指示する

6/3(金)

- 文部科学省は、靈山町の2地区(上小国、石田)で、年間積算線量推計値が計画的避難区域となる基準の20mSvを上回ると発表する

6月3日発表(5月25日時点)			
地区	3/12~5/25の積算線量推計値(mSv)	測定値(平均値※)(μSv/h)	23/3/12~24/3/11の積算線量推計値(mSv/y)
靈山町上小国	5.7	3.6	20.8
靈山町石田行合道	5.0	3.6	20.1
靈山町石田宝司沢	6.5	3.2	20.0

※平均値とは、5月23日から25日までの測定値の平均値。このデータは、文部科学省が公表しているもの

6/4(土)

- 靈山町石田・坂ノ上、八木平地区で避難を希望する住民を対象とした個別相談会が靈山こどもの村で開催され、市独自の自主避難支援を開始する
- 小国小学校で除去表土の校庭への埋設作業が始まる



H23.6.4 避難希望者の個別相談会

6/5(日)

- 放射線医学総合研究所、原子力災害現地対策本部による靈山町石田・坂ノ上、八木平地区の住民を対象とした「放射線の健康影響」「計画的避難区域等の設定」に関する説明会が靈山こどもの村で開催される



H23.6.5 放射線の健康影響などに関する説明会

6/6(月)

第73回災害対策本部会議

- 市は一般家庭の放射線量の低減として、各家庭の放射線量を測定し高い放射線量が計測された場合は、民家の表土を剥ぎ取るなどの独自の対策を進めていく方針を示す
- 市教育委員会は、各地区で「子どもの放射能対策」について保護者説明会を開催する

6月6日(月)	保原市民センター	380人参加
6月7日(火)	靈山中央公民館	200人参加
6月8日(水)	梁川農村環境改善センター	330人参加
6月9日(木)	伊達ふるさと会館	200人参加
6月10日(金)	月館体育館	110人参加

- 町内会や婦人会など市民団体を対象に、各総合支所で放射線簡易測定器の貸し出しが始まる

6/9(木)



伊達市 子ども 8000人に 積算線量計

伊達市は福島第一原発の事故を受け、七月下旬にも市内全ての小中学生と幼稚園児、保育園児合わせて約八千人に積算線量計を配布する。一人一人の放射線量を把握して対策を講じるとともに保護者らに「伊達市は福島第一原発の事故を受け、七月下旬にも市内全ての小中学生と幼稚園児、保育園児合わせて約八千人に積算線量計を配布する。一人一人の放射線量を把握して対策を講じるとともに保護者らに」

伊達市は福島第一原発の事故を受け、七月九日、記者会見して明らかにした。市は六月補正予算案に原子力災害の健康対策経費として積算放射線測定委託費二千四百万円など計七千八百十万円を計上する。六月定例会議は十五日に開会予定で、健康対策経費を含む五億三千八十四万円の一般会計補正予算案など十五議案、報告十一件を提出する。

仁志田市長は会見で「子どもは学校だけで生活するわけではなく、住む地域も異なる。放射線量は一律に個人で管理する必要がある」との認識を示した。

平成23年6月10日1面

- 市は、市内の小中学校と幼稚園、保育園に通う児童、生徒、園児約8,000人に積算線量計(ガラスバッジ)を配付し、独自に健康管理を行うことを発表する
- 市は、小国地区行政区長、班長を対象とした「原発事故に伴う説明会」を小国ふれあいセンターで開催する

6/10(金)

- 富成小学校で除去表土の校庭への埋設作業が始まる

6/11(土)

- 原子力災害現地対策本部と県災害対策本部は、周辺地域に比べ空間線量率の高いことが確認された霊山町石田地区、小国地区、月舘町月舘・相葎地区(道路：150地点、宅地等：485地点)で、環境放射線モニタリング詳細調査を実施する(12日まで)



H23.6.10 原発事故に伴う説明会

6/12(日)

- 放射線医学総合研究所、原子力災害現地対策本部による、霊山地域の住民を対象とした「放射線に関する勉強会」が霊山中央公民館で開催される

6/16(木)

- 原子力災害現地対策本部と県災害対策本部は、6月11日、12日に実施した霊山町石田地区、小国地区、月舘町月舘・相葎地区の環境放射線モニタリング詳細調査の結果を発表する

宅地等調査

地区	調査地点数	測定結果(μSv/h)
石田地区	49	0.73~5.00
小国地区	425	0.41~4.80
相葎地区	11	1.00~5.10

6/23(木)

- 東日本大震災による被災者支援のため、東北地方を発着する被災者及び原発事故による避難者等について、被災証明書等の提示による高速道路の無料開放が始まる。市は、平成24年3月末の制度終了までに、25,304件の高速道路専用の被災証明を発行した
- 伊達地域農業振興協議会は、原発事故による農産物損害賠償請求に関する説明会を各地区で開催する
 - 6月23日(木) 伊達福祉センター
 - 6月24日(金) 梁川農村環境改善センター
 - 6月27日(月) 東部広域共選場
 - 6月28日(火) みらいホールかけだ
 - 6月29日(水) JA月館総合支店

6/25(土)

- 市教育委員会は、神谷研二県放射線健康リスク管理アドバイザー（広島大学放射線医療学研究所教授）による「放射能に関する講演会」を開催する

6月25日(土)	梁川農村環境改善センター	80人参加
	桃陵中学校体育館	160人参加
6月26日(日)	松陽中学校体育館	110人参加
	月館中学校体育館	110人参加
7月2日(土)	掛田小学校体育館	80人参加
7月3日(日)	伊達体育館	100人参加

6/27(月)

- 市は、原発事故による放射能除染対策、放射能健康管理対策を重点事業と位置づけ、プロジェクト・チームを発足させる
- 県環境放射線モニタリング調査として、警戒区域を除く県内の民有林において、福島第一原子力発電所から80km圏内は4kmメッシュ（250カ所）、80km以上は10kmメッシュ（49カ所）を基に、空間線量率の測定が実施される（7月7日まで）
- 霊山町石田・坂ノ上、八木平地区の自主避難世帯園児等の通園通学輸送支援としてタクシー送迎を始める

6/28(火)

- 霊山町の一部で住民の一時避難が始まったことを受けて、空き家対策等のパトロール強化として、伊達署と県警本部、霊山・掛田・小国・石戸地区の各防犯協会、月館地域安全協議会が合同で、「霊山・月館地区安全・安心パトロール隊」を結成し、その出動式が行われる（石戸ふれあいセンター）



H23.6.28「霊山・月館地区安全・安心パトロール隊」出動式

平成23 6/30(木)

- 政府の原子力災害現地対策本部による特定避難勧奨地点（小国地区）に関する説明会が小国小学校体育館で開催される
- 政府の原子力災害現地対策本部は、福島県及び伊達市との協議を踏まえ、霊山町上小国30地点32世帯、霊山町下小国49地点54世帯、霊山町石田19地点21世帯、月舘町相葎6地点6世帯の合計104地点、113世帯の住居に対し、「特定避難勧奨地点」を設定した。市は、特定避難勧奨地点の設定を受けて、対象世帯に対して設定に係るお知らせと、避難の希望の有無を確認する「意向調査票」を翌日から発送する

霊山、月舘の90軒指定

きょう特定避難勧奨地点に

政府の原子力災害現地対策本部は、29日、伊達市の三者が伊達市役所で最終協議した。指定について、政府は「特定避難勧奨地点」としてこれまで検討してきた伊達市の霊山町と月舘町の四地区を、市は地点によって小集落も認めてほしいと要望。このため、生活環境が一緒に近く、高線量の住宅があったり、子どもや妊婦がいる場合などは例外を認めることで、やや範囲を広げた。三十日に発表予定。

発表後、伊達市は指定された住居の世帯主に郵送で通知する。避難は強制でなく、希望者には避難先紹介などの支援をする。四地区は市内霊山町の石田宝司沢（坂ノ上、八木平）、上小国、下小国、月舘町相葎（あいよし）。市が独自に自主避難を支援している石田宝司沢地区について、政府は「制度が住居単位のため地区単位の指定は難しい」とした。

平成23年6月30日 1面

市長メッセージ

平成23年5月21日発行

原発事故に対する伊達市の対応について

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、同時に発生した大津波によって太平洋沿岸の市町村に甚大な被害をもたらしました。中でも相双地域の原子力発電所は機能不全に陥り、放射能漏れを起こして20km圏内は「避難指示」、20kmから30km圏内は「屋内退避」となりました。

このため、相双地域からは大勢の人々が各地に避難してきており、本市においても一時1700人に達しましたが、その後、新潟県や埼玉県などが受け入れるとのことで再避難している状況にあります。

こうしたことから、市民の皆さんの間にも「県外等に避難したい」、「まだしなくて良いのか」というご意見もあるよう

です。伊達市としての対応についてご説明するため、臨時広報紙を発行することといたしました。

伊達市の被害も小学校校舎の損壊など少なくありませんが、関係団体とともに鋭意取り組んでおり電気、水、道路などインフラ復旧についてもめどが立ち、平常の生活に戻りつつあるところです。しかし原発問題は依然として収束せず不確定な部分もありますが、伊達市としては国、県の取り組みを見守りつつ、市民の皆さんとともに冷静に対応してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

〈だて市政だより災害対策号・第1号〉

安定ヨウ素剤を準備



東京電力福島第一原発事故により、大量の放射性ヨウ素が大気中に放出された。放射性ヨウ素を吸入することで、内部被ばくによる甲状腺がん発症の可能性

が指摘され、市では内部被ばくの低減に効果がある「安定ヨウ素剤」の配布準備を進めた。

平成23年3月19日、県から安定ヨウ素剤が届き、配布対象者(40歳未満)25,572人のリストアップを完了した。20日の第24回災害対策本部会議では、安定ヨウ素剤は市が保管し、使用に

ついては県の指示で市災害対策本部が行うことを申し合わせた。21日の会議では、配布は各総合支所行政区単位で行うとし、いつでも配布できる態勢を整えることを決めた。そして、23・24の両日で袋詰め作業を完了し、各総合支所に送付した。

その後、県災害対策本部から服用の指示はなく、市民への配布は行わなかった。

安定ヨウ素剤は、緊急時に適切なタイミングで服用しなければならないので、今後、国・県等と十分協議・検討を行い、現実的に実施可能な配布・服用方法等について、市地域防災計画に定めていく予定である。

水道水は安全か

原発事故を受け、厚生労働省は平成23年3月21日、水道水の放射性ヨウ素が100Bq/kgを超える場合、粉ミルクを水道水で溶かして乳幼児に与えることを控えるよう通達。22日、市は月舘地区布川水源(対象660世帯、1,917人)の水道水モニタリング検査で、120Bq/kgの放射性ヨウ素が検出されたことから、3歳未満の乳幼児22人への水道水の摂取制限を行い、対応策としてペットボトル(軟水)2ℓ2本を配付した。4月1日には、基準値を下回ったことから、同地区の乳幼児に対する飲用制限を解除した。

なお、すりかみ浄水場の水道水からは、3月



月舘地区の布川水源

17日にモニタリング検査を開始してから基準を超える放射性ヨウ素は検出されなかった。

放射性セシウムについては、3月21日以降、検出されなかった。



市は、子どもたちの心身の成長に必要不可欠な校庭の放射能を低減するには除染が必要と判断し、平成23年4月21日表土除去の実証実験を行い、その有効性と放射性セシウムが地表面5cm内に付着していることを確認した。写真は4月29日、小国小学校の表土除去作業

放射能との闘い始まる 除染など独自の対策

福島第一原子力発電所で相次いだ爆発事故による放射性物質の拡散を受けて、伊達市でも、平成23年3月17日から福島県による放射線量測定が開始され、この時の値は毎時7.35 μSv を記録した(3月13日から測定が開始されていた福島市では、3月15日午後4時以降に測定値が急上昇し、午後6時40分に毎時24.24 μSv を記録していた)。

政府は、「今回の放射性物質の拡散は、直ち

に健康被害が出るものではない」とし、国民に冷静な対応を呼びかけたが、市民からは「県外に避難したい」「まだ避難しなくて良いのか」といった声が出始め、市は3月21日発行の『だて市政だより 災害対策号第1号』で、「国・県の原発事故への取り組みを見守りつつ、市は、正しい情報と科学的根拠に基づいた判断によって冷静に対処していく」と市民に知らせた。

原発事故後の市内各地域の放射線量測定結果

測定地点	伊達地域	梁川地域	保原地域	霊山地域		
	伊達総合支所	梁川分庁舎	保原本庁舎	霊山総合支所	霊山南側登山口 駐車場	小国ふれあい センター
測定開始日	3月24日	3月24日	3月17日	3月24日	3月27日	3月29日
開始日の数値	2.86	1.87	7.35	4.3	4.84	7.24

- 3月17日に開始された保原本庁舎の測定は、県による空間線量モニタリング
- その他の地点については、市が県より貸与されたシンチレーション式サーベイメータ(携帯用放射線量測定器)を使用している空間線量モニタリング
- 単位は全て $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト毎時)

県内4方部 環境放射線量測定結果(暫定値)

月 日	県北	県中	会津	いわき
	福島市	郡山市	会津若松市	いわき市平
平常値	0.04	0.04-0.06	0.04-0.05	0.05-0.06
福島第一原発からの方向及び距離	北西約63km	西約58km	西約98km	南南西約43km
3月15日(火)	0.09	0.05	0.06	0.57
3月16日(水)	21.40	2.92	2.22	1.06
3月17日(木)	14.40	2.84	0.10	1.46
3月18日(金)	12.70	2.83	0.52	1.17
3月19日(土)	11.10	2.40	0.42	1.05
3月20日(日)	9.31	2.54	0.38	0.86
3月21日(月)	7.94	2.54	0.36	0.73

※測定場所 県北(福島市): 県北保健福祉事務所東側駐車場
 県中(郡山市): 郡山合同庁舎
 会津: 会津若松合同庁舎
 いわき: いわき合同庁舎駐車場

※単位は全て $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト毎時)
 ※測定時間(午前0時)
 ※福島県ホームページより引用

高まる保護者の不安

しかし、市民、特に子どもを持つ親の放射能に対する不安や恐れは、日を追うごとに増していた。国の明確な指針もないまま、市は、子どもたちの健康と安全・安心な生活環境を確保するため、5月26日に放射能対策事業として、学校施設等の表土の除去、除染用具の購入、空調設備の整備、放射線量計の購入経費等について、専決処分による予算措置(約10億円)を行い、独自の対策を次々と実施していった。



県放射線健康リスク管理アドバイザーで、長崎大学の山下俊一氏による「福島原発事故の放射線健康リスクについて」の講演会が伊達MDDホールで開催され、約900人の聴衆が詰めかけた(平成23年4月17日)

放射能被害について、当初の認識の経緯

2011年3月11日	
14:46	東日本大震災発生
19:03	「原子力緊急事態」宣言 ⇒ 影響なしと判断
21:23	3km圏「避難指示」、10km圏「屋内退避指示」
2011年3月12日	
05:44	10km圏に「避難指示」拡大
15:36	1号機 水素爆発
18:25	20km圏に「避難指示」拡大
2011年3月14日	
11:01	3号機 水素爆発 (放射能のブルームが伊達市方向へ)
2011年3月15日	
06:14	4号機 水素爆発
11:00	20~30km圏に「屋内退避指示」
2011年3月21日	
市災害対策号(第1号)を発行 ⇒ 「30km圏外なので心配ない」と記述	
2011年3月23日	
SPEEDIの公表(汚染の可能性認識) ⇒ 伊達市も影響があるかもしれない?	

月館地域			
月館総合支所	月館町上手渡川俣町境	布川浄水場	国道399号飯館村境
3月24日	3月24日	3月24日	3月24日
3.2	4.7	3.1	9.47



除去表土の校庭への埋設作業(富成小学校)

小中学校で校庭の表土除去

子どもたちが受ける放射線量の低減対策として、市がまず取りかかったのが、小中学校等の校庭の表土除去である。

平成23年4月19日、文部科学省が示した空間放射線量の暫定基準値(毎時 $3.8\mu\text{Sv}$)を上回ったため、小国小学校、富成小学校の屋外活動が制限された。

市は、早速、21日に表土除去による実証実験を実施し、放射線量の低減効果を確認すると、屋外活動制限が出された2施設と市が制限を指

示した富成幼稚園の校庭(園庭)の表土除去を29日から開始した。そして、5月7日に行われた空間放射線量の再調査の結果、いずれの施設も暫定基準値を下回ったため、屋外活動の制限が解除された。

その後、市内全ての小・中学校、幼稚園、保育園(私立含む)等、合計60施設の表土除去を実施し、汚染土壌は仮置き場が設置されるまでの暫定措置として、各施設の敷地内に埋設した。

表土除去のイメージ図



- ①表土を5cm除去し、一箇所にまとめる
- ②校庭に深さ135cmの穴を掘る



- ③除去した表土を全面遮水シートで包む様にして埋設する
- ④発生土を埋め戻し、残土については施工業者の置き場へ搬出する
- ⑤除去した表土分を新しい土に入れなおす



梁川小学校校庭

搬出



梁川分庁舎仮置き場

県指定文化財の史跡で、敷地内へ汚染土壌を埋設することができない梁川中学校・小学校・幼稚園の除染については、梁川小学校の校庭に一時仮置きすることで平成23年11月に作業を開始した。剥いだ表土は、大型土のう袋に入れて集積し(1,757袋)、放射線を遮蔽するために周囲をL型のコンクリート擁壁で囲んだ。その後、24年2月に、市役所梁川分庁舎の職員駐車場に設置した仮置き場へ搬出した

市内学校施設等の校庭・園庭の放射線量測定値

	地域	測定施設	測定開始日	除去前	除去完了日	除去後		地域	測定施設	測定開始日	除去前	除去完了日	除去後
中 学 校	伊達	伊 達	H23.4.26	1.60	H23.8.30	0.18	幼 稚 園	伊達	伊 達	H23.4.25	1.46	H23.7.14	0.18
	梁川	梁 川	H23.4.27	1.24	H23.12.26	0.14		伊達	伏 黒		2.07	H23.7.13	0.18
	保原	松 陽	H23.4.17	3.32	H23.8.21	0.31		梁川	梁 川		1.23	H23.11.9	0.18
		桃 陵	H23.4.25	2.27	H23.7.24	0.32			富 野		1.14	H23.9.1	0.16
	靈山	靈 山	H23.4.25	2.97	H23.7.22	0.31			堰 本		1.48	H23.8.17	0.23
	月舘	月 舘	H23.4.26	2.07	H23.8.14	0.28			粟 野		1.75	H23.8.30	0.18
伊達		伊 達	H23.4.27	1.55	H23.7.30	0.14	保 原 園		保 原	2.20	H23.7.27	0.30	
小 学 校	伊達東	H23.4.26	1.90	H23.7.13	0.19	こども園上保原 (上保原)		2.39	H23.7.19	0.43			
	梁川	梁 川	H23.5.12	1.10	H23.12.26	0.20		柱 沢	2.94	H23.7.8	0.29		
		富 野	H23.5.12	1.08	H23.9.17	0.18		富 成	3.96	H23.6.22	0.34		
		堰 本	H23.5.12	1.37	H23.8.17	0.20		保原教会	1.97	H23.7.10	0.26		
		粟 野	H23.4.27	1.59	H23.8.28	0.26		こども園大田 (大田)	2.18	H23.7.1	0.13		
		白 根	H23.5.12	0.77	H23.8.28	0.17		靈山	掛 田	3.04	H23.6.30	0.30	
		山舟生	H23.5.12	0.88	H23.10.2	0.16			神 愛	2.85	H23.6.18	0.26	
		五十沢	H23.5.12	0.98	H23.8.22	0.20	月舘	月 舘	2.12	H23.7.31	0.30		
大 枝	H23.4.27	0.98	H23.8.21	0.17	保 原 園	伊 達	1.44	H23.7.19	0.27				
保原	大 田	H23.4.26	2.17	H23.7.3		0.16	保育所こじか園	1.68	H23.7.9	0.16			
	旧保原	H23.4.26	2.17	H23.10.14		0.18	梁 川	1.19	H23.9.4	0.13			
	上保原	H23.4.20	2.17	H23.7.24		0.35	梁川中央	1.03	H23.8.5	0.16			
	柱 沢	H23.4.20	3.36	H23.7.17		0.36	しらうめ	1.03	H23.8.12	0.16			
富成	富 成	H23.4.20	4.78	H23.6.22		0.34	保 原 園	保 原	2.40	H23.6.25	0.25		
	靈山	掛 田	H23.4.20	2.94		H23.7.16		0.27	上保原 ※こども園上保原と同じ	2.32	H23.7.19	0.32	
		小 国	H23.4.20	5.35		H23.6.22		0.32	保原保育園分園	1.79	H23.6.26	0.18	
大石	大 石	H23.5.12	1.11	H23.7.11		0.11		大 田 ※こども園大田と同じ	1.19	H23.7.1	0.13		
	石 田	H23.4.26	1.78	H23.7.9		0.25		ベビーホームもも	1.93	H23.6.26	0.25		
月舘	月 舘	H23.4.25	2.11	H23.8.16		0.31		わんぱくランド	1.98	H23.6.5	0.30		
	小 手	H23.4.24	2.55	H23.6.20		0.31	靈山	靈山三育	3.48	H23.8.10	0.49		
その他	靈山	靈山児童館				月舘	月 舘	2.22	H23.7.18	0.38			
	靈山	靈山児童館						3.19	H23.6.27	0.34			

※測定地点は、いずれも、中学校は校庭中央の地表から100cmの高さ、小学校は地表から50cmの高さ、園庭中央の地表から50cmの高さ
 ※単位は全てμSv/h(マイクロシーベルト毎時)



アスファルト舗装面の除染作業
 専門機械による削り取り作業(掛田小学校)

学校施設、プール除染を急ぐ

子どもたちが学校生活で受ける放射線量のさらなる低減化を図るため、平成23年7月からは、実証実験を兼ねた学校施設、プールの除染に着手した。

学校施設

平成23年7月2日から、富成小学校及び富成幼稚園で、校庭(園庭)以外の施設内のコンクリートやアスファルト等の試験的な除染を実施し、放射線量の低減に有効な工法を確認した。その後、小国小学校、柱沢小学校及び柱沢幼稚園に加え、24年3月から7月にかけては、松陽中学校ほか5施設で実施した。残りの45施設については、25年度にモニタリング調査を行い、測定結果に基づきホットスポット等の高線量箇所の除染を順次行った。

プール

平成23・24年度に実施した学校施設の除染に合わせ実施した。

24年度は市内全ての小中学校で屋外プールでの授業を実施するため、24年6月から伊達東小学校ほか15施設で、高圧洗浄、コンクリート表面切削のほか除草、高木刈り込みなどの除染作業を行った。



プール除染(シヨットプラスチック)
 プールのコンクリート面は専門機械により削り取りを行った(堰本小学校)

掛田小学校における除染作業前後の放射線量測定値		除染前：平成24年4月12日、13日 除染後：平成24年7月25日					
測定箇所	地面の状態	地表1cm		地表50cm		地表100cm	
		除染前	除染後	除染前	除染後	除染前	除染後
校庭(南部)	土	0.48	0.29	0.38	0.28	0.34	0.27
校庭(南西部)	土	0.48	0.28	0.39	0.30	0.36	0.28
校門	アスファルト	0.38	0.25	0.36	0.29	0.35	0.29
校門(スロープ部)	コンクリート	0.44	0.17	0.34	0.17	0.33	0.18
昇降口前	コンクリート	1.18	0.17	0.60	0.19	0.47	0.19
普通教室棟(南側)	土	0.14	0.13	0.14	0.13	0.14	0.13
普通教室棟(西側)	コンクリート	1.74	0.39	0.83	0.37	0.50	0.29
管理特別教室棟(北側)	雨樋内	2.66	0.31	0.66	0.27	0.44	0.25
管理特別教室棟(東側)	砂利	1.09	0.44	0.66	0.50	0.52	0.40
体育館通路(校舎側)	砂利	0.22	0.17	0.23	0.18	0.22	0.20
体育館入り口前	砂利	2.55	0.53	0.81	0.35	0.55	0.33
体育館裏	土	4.03	0.32	0.92	0.25	0.57	0.26
体育館北側敷地	土	0.51	0.43	0.53	0.43	0.55	0.44
プール(南西部)	ウレタン	0.60	0.30	0.41	0.24	0.35	0.22
プール(北西部)	ウレタン	0.47	0.32	0.36	0.24	0.31	0.23
プール(北東部)	砂利	0.62	0.30	0.57	0.31	0.61	0.36
プール(南東部)	砂利	0.60	0.32	0.47	0.32	0.43	0.33
プール(南部)	土	24.90	0.34	2.93	0.27	1.15	0.24

(単位：μSv/h)

すべての教育施設にエアコン

原発事故の影響で、市内の各学校等では、放射性物質が教室に入るのを防ぐため、窓を閉め切って授業をしており、適切な学習環境を確保することから、市内すべての小中学校・幼稚園・保育園に冷房設備を整備することにした。

平成23年6月からエアコンの設置工事が始まり、8月初旬までには、ほとんどの施設(49施設396室)にエアコンの設置を完了した。



エアコン室内機の設置(伏黒幼稚園)



はかるくん

測定当初は、文部科学省より貸与された簡易放射線量測定器「はかるくん」を使用していた

小中学校、幼稚園、保育園の環境放射線量の測定

県より放射線量測定器2台を借用し、教育委員会に1台、こども部に1台を配置して、平成23年4月25日から職員による各学校・幼稚園・保育園等の市独自の測定を始めた。

7月には、市独自に購入した放射線量測定器の配置(全ての学校施設等70施設70台)が完了し、平日は施設ごとの測定となった(土日は引き続き担当部局の職員)。

そして、10月からは、県の緊急雇用事業「絆づくり応援事業」に測定業務の委託を行い、現在も継続している。

富成小除染プロジェクトにみる

平成23年
3.11
地震発生

3/14-18 休校

VOICE 飯館村、川俣町に隣接する伊達市は最前線。市民参加型のやり方も取り入れて、他の周辺自治体にとってのモデルになりたい。(担当職員)

初期の放射能対策について

放射能については、当初は情勢を含めて分からず、判断するにも県等からの情報は非常に少なかった。学校現場においては、放射能への不安が教職員からも出ていた。

4月に入り、放射能の線量分布などが報道される時期から、放射能情報への対応を含めた不安が増大していった。この時期より校庭等の放射線量測定が始まった。

国から屋外活動の制限が発表され、線量が比較的高いとされた小国小学校や富成小学校の保護者から強い不安が寄せられ、行政側にも放射能の知識が十分でないことから、その対応に苦慮した。

3/23 卒業式

4/6 入学式、始業式

表土除去

1 学校表土の除去

放射線量を下げる手法として、新聞報道等により地面の剥ぎ取りによる線量の低下が認められるとの報道から、旧下小国小学校校庭で実証実験を行い線量低下が確認され4月29日から30日にかけて、小国小学校や富成小学校、富成幼稚園の表土除去を行った。この結果、それぞれ、70%から90%程度線量が低下した。



伊達市の子ども放射能対策

保護者からの質問

Q 土壌を入れ替えることは効果的なのか。また、入れ替えるとしたら、何cm土壌を削る必要があるのか。

A 土壌の入れ替えについては、有効と考える。明確には言えないが、現段階では降り積もっているだけであるので、数cm削るだけでよいと思われる。

4/22

校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方についての

保護者説明会

「富成小除染プロジェクトにみる伊達市の子ども放射能対策」は、伊達市教育部資料より作成した。コメントは、市政アドバイザー田中俊一氏、NPO法人放射線安全フォーラム多田順一郎氏、JAEA（日本原子力研究開発機構）吉田善行氏、富成小学校長勝見五月氏らの思い出の記などから引用している。

放射能が見えたらな

担任から「ここはだめ」「草地で遊んではだめ」「家の畑や田んぼの近くもだめ」と遊び場の注意を受けた子どもたちは幼いなりによく言いつけを守り、遊んでいた。時々、勢いでついそのような場所に入った友達に対して、周囲の子どもが「○○くんは遊んでいけないところにいったよ」など担任に教えたときのことである。いつも元気な○○君は、「そこもだめなの。だめなところがよくわかるように、放射能に色がついていたらいいのに」と担任に言い、日記にそれを書いてきた。
無邪気なその子どもが、思い通りに遊べない今の状況を解決しようとする気持ちが伝わってくる文章だった。つい「そうだったら○○君はいいでしょうね」と担任に言うとうと、担任の先生は、「あつちもこつちも色がついていたらこまりますね」と窓の外、の里山に目をやった。思わず外を見たが、ふと現実がどうなのだろうと同じ気持ちで、その先生と目があつた。
(勝見)

4/29-30 校庭表土除去作業

校庭表土5cm除去。敷地内に仮置き。
校庭の栽培園の除去。しかし、地区の同意が得られず校庭に表土仮置き。

② チルドレンファースト=子どもの放射能対策

小国小学校や富成小学校等の表土除去以降、市長から子どもたちが安心して生活できるような早急な対応・対策を検討するよう指示を受け、関係部局で検討を始めた。

市長が5月18日に衆議院文部科学委員会に出席し、放射能低減化に向けた校庭の表土除去の説明を行い、「子どもが受ける線量はできるだけ低く抑える努力はすべき」との考えから【災害対策号（第11号5月26日号）】で子どもの放射能対策を公表し、総額10億円余の予算について議会の理解を得ながら専決処分した。

専決処分内容

小中学校・幼稚園・保育園（私立含む）等の表土除去	3.9億円
空調設備の整備（学校等関連49施設）	5.9億円
学校施設等への線量計の配付等	0.2億円

5/18 衆議院文部科学委員会に市長出席

「子どもが受ける線量はできるだけ低く抑える努力はすべき」と訴える。

次ページへ続く

保護者から連絡帳にて要望

一番の被害者は何の罪もない子どもたちです。校庭に埋めてある限り不安は払うことができない。工事に着手するならば、保護者や地域の意向を伺うべきです。皆さんが納得の上で進めていただきたいです。

平成23年

6/6 放射能対策や表土除去についての
保護者説明会

保護者からの質問

Q これから夏に向かうので、家庭での窓の開放や、子どもたちの半そで、半ズボン着用ができないことをどうしたらよいか？

A 文科省ダストサンプリングデータを示して回答
「5月7日以降、放射性ちりは空气中に検出されていない。
皮膚につく心配はないので、長袖は必要なく、よほどの強い風の吹く日でない限り、窓も開けてかまわない。」

6/8 プールの水採取

6/10 校庭表土の埋設作業

6/18 エアコン設置作業

6/22 表土を
校庭に埋設完了

VOICE

富成小学校として校舎やその周辺の除染作業を行う予定であったが、市のプロジェクトとして実施する計画が時期的にも合うので、日程を調整し、富成小で行ってほしいという提案が示された。プロジェクトとして除染を行うメリット(専門家が入ることで効果的な除染への助言を得ることができる。除染に当たる人数も多くなる)の説明にPTAの理解が得られた。(勝見)

3 学校除染

表土除去については、校庭の表土除去に限らず「除染」という考えを入れながら行うこととした。これには、後に市政アドバイザーとなる田中俊一先生やNPO法人放射線安全フォーラム、JAEAの皆様の数々の実証とアドバイスにより除染方法を見いだしていった。

この除染方法については、6月下旬から7月に

かけて富成小学校において実証実験を行いながら効果的な方法等を検討していった。この除染には、富成小学校の保護者も参加しプールの除染も行い7月19日プール開きを行うことができた。これらのことがなかったら伊達市の除染もなかなか進まなかったのではないかと思う。



平成23年7月、
舗装面の削り取り
表面:2~3 μ Sv/h
↓
0.7~1 μ Sv/h



除去表土を校庭に埋設

プール除染



プラスチック製のタンクにプールの汚れた水を汲んで満たし、ゼオライトを入れて攪拌、水に溶けたセシウムを吸着し、さらに凝集剤でアオコ汚泥とともにそのゼオライトを凝集、沈ませて、きれいになった水と分け、Bq値をチェック



VOICE 「きちんと数値で目に見せること」が納得に繋がり強い説得力を持つことに本当に驚いた。(勝見)

「放射線と健康影響について」広島大学放射線医療学研究所教授 神谷研二先生(松陽中学校)。全職員参加。放射線の対応について基本を確認。

6/26 放射線講演会

7/1 田中俊一氏に 市政アドバイザー(放射能対策)委嘱

7/2-3 除染作業

7/9 プール除染作業 ~7/15

除染作業

- ①ベランダは洗い流し除染
- ②窓枠、溝などは化学雑巾での拭き上げ
- ③窓は水雑巾での拭き上げ(繰り返し使わない)
- ④アスファルト舗装部分はショットブラスト法による表面の除染
- ⑤レンガなどはサンドブラストによる研磨
- ⑥プールは排水処理を行い、

その後プールの全域にわたり除染

- ⑦校庭法面は斜面が急なため、重機が入らないので人手による表土剥離。ボランティアを募り、作業を行う
- ⑧排水溝、側溝は土やコケを取り除き、高圧洗浄
- ⑨廃棄物に関しては、遮蔽効果を利用し、土のうで囲み体育館裏手にまとめる

7/11 伊達市災対本部が 『放射能に負けない宣言』

VOICE 放射線量は裸でもバスタオルで覆っても変わらないことを見せましょう。洋服を着ていてもセシウムの放射線は遮ることができないことを説明するため、腕にタオルをぐるぐる巻きにしてNaI線量計の値が変わらないというデモンストレーションを行い、予想以上に大勢の保護者の納得が得られた。(田中)

VOICE 「第1回目、処理後の水中の放射性セシウム濃度、26Bq/kg」
「第2回目、処理後の水中の放射性セシウム濃度、36Bq/kg」…

永野さんの声が、1つずつの処理が終わるたびにプールサイドに響き渡る。十分に浄化され、排水してもいい規制値50Bq/kgを下回ることが確認できたのだ。開発に携わった皆がホッと安心した瞬間だ。作業を遠巻きに見ていただいていた流域の水利組合の方々に除染の方法と結果を説明すると、その場で「用水路に流してもよい」との了解をいただいた。(吉田)

VOICE “自分たちの努力で除染できる”という事実には、保護者の方々は力づけられたように見えた。(多田)

ボランティア



ジ)配付

流れるプールの詩

まわせ まわせ ぐるぐるまわせ
プールの水を ぐるぐるまわせ
力を合わせて 全部まわして
みなでつくるぞ 流れるプール

手をつないでいこう つらくなくても
助け合っていこう 疲れたときも
輪になり前向き 進んでいこう
流れるプールの 流れに乗って

水にもぐって 見上げてみたら
ちかちかまばゆい夏空の中に
少しずつ見えた のぞみが見えた
流れるプールの その向こうがわに
(吉田)

ありがとうメッセージ

毎日通うJAEAやアトックスの皆さんは子どもたちにも温かい声をかけてくださる。必死で除染する姿に、終了後にお礼の手紙を渡した児童もいた。

復興 除染は“復旧”作業であり、しかも、除染の結果は“不完全な復旧”でしかない。広範囲な放射能汚染から“復興”するためには、除染だけでなく、汚染を受ける前よりも魅力的な地域を建設するための新たな工夫が必要になる。(多田)

VOICE

今年の夏は例年にならないほどの猛暑続きで、この日も朝から気温はうなぎ上りの状況にあった。

市役所では環境防災課が中心となり全職員が一丸となり災害対策に取り組む最中、当時の佐藤市民生活部長より市民協働課がこのボランティア活動と大臣視察の対応を任せられた。

私たち職員には、全国から集まったボランティアの方々にどのような作業をお願いすればいいのかさえも分からない状況で、淡々と作業内容を指示する田中先生の姿が、とても不思議に、そして頼もしく見えた。

この初めての除染ボランティアの方々による除染活動を前に、ボランティア募集の窓口をさされたコープふくしまの加藤さんより様々な問い合わせが届いた。

中でも富成小学校は阿武隈急行の駅からも車で10分はかかる場所にあり、公共交通機関を利用され参加するボランティアの方々の移動手段確保について、厳しいご指摘を受けたが、これら

のことがその後の伊達市での除染ボランティア活動受け入れ時に役立つきっかけとなった。

また、作業に使用する機材もまったく分からず、科学技術の粋を集めた原子力事故対応であるため、除染作業には特殊な機材が必要ではと思いつつも市役所にある草削りや竹ぼうきをかき集め持参した。しかし、田中先生がボランティアの方々に示す作業手法は、まさに草削りで校庭法面の植木の周辺の土を丁寧に取り除く作業で、特殊機材どころか、市役所から持ち込んだ草削りが現場では圧倒的に不足し、同僚と市内のホームセンターなどへ調達に走った。

遠くは兵庫、名古屋から、そして多くは関東圏からボランティアとして駆けつけられ、炎天下の中、ものすごいパワーで除染に取り組みされていた。

今になって思うと、ボランティアの方々の中にはさまざまな職種の方々が身分を名乗ることなく、一個人として特別の思いで作業されていたように感じた。
(担当職員)

8/17 文部科学省視察

8/18 日本原子力研究開発機構
理事長視察



放射線に関する理解を深めてもらうため、「放射線に関する勉強会」を開催する(平成23年6月12日 霊山中央公民館)

計画的避難区域に準じ市独自の支援始まる

震災発生から1カ月が経過した平成23年4月11日、国は福島第一原発から20km以遠で、年間積算線量が20mSvに達する恐れのある区域を「計画的避難区域」に設定し、4月22日、飯舘村全域、川俣町山木屋地区などを指定した。伊達市についても、該当する地域があることを認めつつ、ごく一部(霊山町石田・宝司沢地区)であることから区域の指定はしないとした。

市は、その直後から当該地区住民の放射能への不安に対応するため、空間線量の測定を強化するとともに、比較的線量の低い地域の市営住宅等への自主避難対策も検討するとした。「計画的避難区域」の指定を受けると、区域外移住が義務付けられ、一時立ち入りも基本的に認められず、産業活動も規制されるなど、市民生活に甚大な影響を及ぼすため、こうした強制避難

よりは、伊達市独自の地域の実情に応じた対策を講ずることが望ましいと判断した。

対象が44戸・160人の地区であることを踏まえ、5月14日、りょうぜん紅彩館で説明会を開催し、一時的に避難を希望する人に対して市営住宅を提供するなど、独自の支援方針を示すとともに、今後は個別具体的に対応することとした。

市は、6月4日、霊山町石田・坂ノ上、八木平地区で避難を希望する14世帯を対象に個別相談会を開催し、市営住宅の無償提供や、日赤からの家電6点セットの提供などの自主避難支援を開始した。県も今後、市が行う独自の住民支援策を後押ししていくこととした。

[「原発避難者への住宅提供支援」→290頁へ](#)

計画的避難区域と特定避難勧奨地点について

	計画的避難区域	特定避難勧奨地点
対象となる区域	事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域全体に広がりをもって存在	事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超える地点が、地域の一部に存在（除染が容易でない住居の単位で存在）
安全性の観点	生活全般を通じて20mSvを超える懸念がある	線量の高い地点を離ればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて20mSvを超える懸念は少ない
政府の対応	計画的な避難（政府として一律に避難を求める）	注意喚起、情報提供、避難の支援等（政府として一律に避難を求めるものではない）

国が特定避難勧奨地点を設定

国は、平成23年6月3日、靈山町上小国地区と石田地区で基準値（年間積算線量20mSv）を超過する地点があるとして、環境放射線モニタリングの状況を踏まえながら、適切に対応していくとの考えを示した。

6月16日には、6月11日、12日に実施した靈山町石田地区、小国地区、月舘町月舘・相葭地区の環境放射線モニタリング調査の結果を公表するとともに、原発事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点として、住居単位で「特定避難勧奨地点」に設定し、避難支援の実施と注意喚起を促すと発表する。

この制度は、原子力災害対策特別措置法に基づく措置とは違い、強制避難ではない。産業活動等も著しく規制されることはないため、原子力災害対策本部の権限に基づき、現地対策本部

長が県、市町村と協議し、国の関与を明確にすることを文書化して地点を特定するものとした。

6月30日、国（原子力災害現地対策本部）は、県、市と協議の上、靈山町上小国30地点32世帯、下小国49地点54世帯、石田19地点21世帯、月舘町相葭6地点6世帯の合計104地点・113世帯を特定避難勧奨地点に設定した。その後、11月25日には、保原町富成8地点10世帯、靈山町下小国4地点4世帯、石田1地点1世帯の合計13地点・15世帯が追加設定された。

市は、この制度について、当初から「住居単位とした地点」ではなく、「地域や小集落単位の面」にすべきであると主張してきた。しかし国は、放射線量の高低により住居単位で設定するのがこの制度の根本であるとし、変更を認めなかった。市の主張に対して国は、「現地の事情（妊婦、子ども等）を最大限に配慮して特定した」と説明した。

当初、強制避難ではないことから賠償金の発

特定避難勧奨地点に設定された世帯の避難状況

避難先	H24.1.1		H26.1.1		増減	
	世帯	人数	世帯	人数	世帯	人数
伊達市内	64	235	50	184	-14	-51
県内他市町村	25	83	24	72	-1	-11
県外	4	10	4	13	0	3
避難合計	93	328	78	269	-15	-59
滞在・帰還	35	153	50	212	15	59
対象世帯等合計	128	481				

特定避難勧奨地点の設定が解除されてから1年後の避難状況は、解除前と大きく変わっていない

生はないとされていたが、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針で、東京電力による賠償金の支払い等が行われることになった。このことが地域コミュニティに重大な影響を及ぼし、徐々に問題が拡大することとなった。

市は、特定避難勧奨地点の設定を早急に解消し、元の健全なコミュニティに戻すため、市の除染事業において最重点場所であるAエリアに位置づけ、生活圏の面的除染に全力を注いだ。放射能汚染廃棄物の仮置き場確保に向け連日、集落・町内会単位で住民説明会を開催し、住民

の理解で仮置き場設置と除染が進んだ結果、放射線量の低下が顕著となった。

国は24年3月30日、「解除後1年間の積算線量が、20mSv以下となることが確実であることが確認された場合には設定を解除する」ことを発表する。この方針に基づき、24年12月1日から12日にかけて環境放射線モニタリング調査が実施された結果、年間20mSvを超えることは今後ないと判断し、12月14日、117地点・128世帯に設定された特定避難勧奨地点を全て解除した。

市長メッセージ

スクールバス、サマースクールを実施

7月1日に国の災害対策本部は、本市霊山町上小国、下小国、石田及び月舘町相葎の4地区について、年間積算放射線量推計値が20mSvを超えると推定された104地点を「特定避難勧奨地点」として設定し、113世帯が対象となりました。

この制度が、先に飯舘村などに適用された「計画的避難区域」と根本的に異なる点は、行政地区全体ではなく住居(世帯)単位であることで、避難は全世帯が強制ではなく自由意志であることです。この住居(世帯)単位という点で、当市としても危惧の念を抱き、コミュニティを壊さないようにできるだけ集落単位で、乳児・子どものいる世帯を考慮することなどを国に要望し、これを極力配慮された結果、486世帯中113世帯が対象となったところです。

以前から、小国小学校の保護者を中心に子どもの放射能被害について心配する声が多く、避難を希望する親も多いと承知しているところですが、今回の指定で小国小学校では57人の子どものうち、20人の世帯が対象となり、不満が出ていると聞いております。

放射能対策として、今回の国の制度は十分とはいえ面もありますが、まずは実行して必要があれば国に見直しを要望することとしたいと考えております。

いずれにしても、子どもの放射能対策が重要であると認識しており、当面は、懇談会などで要望のあった通学時における放射能対策としてのスクールバスの運行、夏休み期間中に放射能の影響が少ない地域でサマースクールの実施を進めております。また、放射能対策の専門家である市政アドバイザーの田中俊一先生らにより、7月3日に小国地域の放射線量調査を行い、除染の方法などを検討しているところです。今後、市と地域が協力し、地域の除染活動を早急に進めてまいりたいと考えています。

このような放射線量低減化策や除染活動などの放射線量を下げる努力を地域ぐるみ市全体で行うことにより、住み慣れた地域での生活を続け、地域コミュニティの絆を保ち、元の伊達市に戻したいと考えていますので、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

(だて市政だより災害対策号・第17号)



通学支援マイクロバスの運行

日本郵便事業の東日本大震災寄附金を活用して、通学支援用にマイクロバス3台を購入した

通学支援でスクールバス運行

児童の登下校時に受ける放射線量の低減対策として、スクールバス等の運行による通学支援を平成23年6月から霊山町石田地区の自主避難者を対象に開始し、順次対象地区を拡大した。

【特定避難勧奨地点のある地区】

① 霊山町下小国、保原町富成

→公共交通機関のない両地区では、市内のバス事業者に委託し、登校時1回、下校時2回のスクールバスを平成23年7月13日から（富成地区は23年9月29日から）運行している。

② 霊山町上小国

→これまで実施していた遠距離通学支援内容を拡充した生活バスによる通学支援を、平成23年8月から実施している。

③ 霊山町石田

→平成23年7月から新たに生活バスや路線タクシーによる通学支援を実施している。

なお、市内の他地区に避難した児童生徒が避難前の学校にタクシー通学するための支援も、霊山町小国、石田地区で23年8月25日から（保原町富成地区は24年2月1日から）実施している。

【比較的線量の高い地区等】

① 霊山町山野川

→石田地区と合わせて平成23年7月から生活バスによる通学支援を実施している。

② 霊山町山戸田、中川

→上小国地区と合わせて、これまで実施していた遠距離通学支援内容を拡充した生活バスによる通学支援を、平成23年8月から実施している。

③ 霊山町掛田字朝草口

→平成24年2月20日から路線タクシーによる通学支援を実施している。

市教育委員会は、24年12月に特定避難勧奨地点の設定が解除されたことを受け、下小国・富成地区のスクールバスの運行、それ以外の地域の児童生徒に対する生活バスや路線タクシーによる通学支援は、通学路の除染がすべて完了し、安全が確保されるまで当面継続するとした。そして、設定が解除された現在も、引き続き避難している児童・生徒が多く、保護者からの継続の要望も多いことから支援を続けている。



「お茶のみにこらんしょ」
血圧測定、健康相談、専門スタッフによるミニ講話やストレス解消体操やゲームをして楽しい一時を参加者で共有した(平成25年7月3日 霊山町上小国上組)

特定避難勧奨地点のある地区で健康相談

原発事故以降、屋外での活動制限、作物の出荷制限など、日常生活の変化による健康被害や、「引きこもり」等の心理的な落ち込みが懸念された。

特に、特定避難勧奨地点のある地区では、放射能の不安や避難勧奨による家族の分散、設定の有無による地域活動への影響も報告されており、そのことが心身の健康に不安を与えるものと懸念されていた。

健康への不安と精神的負担の軽減、地域住民の交流を目的に、市は、平成23年10月から霊山

町小国地区、石田地区、月舘町月舘・相葎地区の住民を対象に、特定避難勧奨地点のある地区の健康相談会として、「お茶のみにこらんしょ」を10カ所でスタートさせた。

平成23年度に7回で76人、平成24年度に40回で325人の参加があったが、それぞれが大きなストレスを抱えており、家族間の問題、補償の問題など多岐にわたった課題が顕在化されたため、今後は、個別訪問等による一人ひとりへの心のケアと家族への支援を強化していく必要がある。

飯舘村避難村民の健康づくりも支援

平成23年9月から約半年間、伊達市・飯舘村・筑波大・筑波大附属病院などは、健康づくり支援プロジェクト・チームを編成して、仮設住宅で慣れない避難生活を送る飯舘村からの避難住民を健康面でサポートする「仮設住宅健康づくり支援プロジェクト事業」に取り組んだ。

避難者一人ひとりに歩数計と血圧計を配付して、毎日グラウンド内にある集会所から筑波大にインターネットを通じて数値を送って健康管



平成23年7月、計画的避難区域に設定され全村避難を余儀なくされた飯舘村民が住む仮設住宅126戸が伊達東グラウンドに建設された

理するとともに、週1回の健康教室と月2回の健康相談を実施した。



平成23年3月31日、4月1日に行われた県による土壌調査

農用地の土壌調査

県産農産物の生産は可能か？ 土壌調査行われる

平成23年3月25日、県は、原発事故に伴い飛散した放射性物質による県内農用地の土壌汚染を調査するため、その結果及び今後の方針が示されるまで、予定している農作業を延期するよう県内の営農家へ要請した。

農用地の土壌調査は、3月31日と4月1日の2日間にわたって、警戒区域に設定された市町村を除く県内各市町村の水田・畑地合わせて70地点で実施された。

県産農産物の生産に ゴーサインが出される

4月6日、県は、調査結果を発表し、放射性セシウム濃度が高かった本市の月館地域を含む7市町村54地点の水田については再調査を実施し(4月5日～7日)、その結果が公表されるまで稲等の作付け延期をあらためて要請した。その他の地域の作付けについては、これまでの延期要請を解除した。

【伊達市の調査結果】

- ①梁川町大関東木田…1, 331Bq/kg
- ②月館町御代田 …2, 946Bq/kg

4月12日、県は、再調査の結果を発表し、全ての地点で作付け制限基準の5,000Bq/kgを下回り、避難区域等を除く県内各市町村で稲等の作付けが可能であるとした。

放射能への恐れ、相次ぐ農産物の出荷制限、風評被害の懸念など、これまでに感じたことのない大きな不安を抱えながら、農家は平成23年産の営農に取り組み始めた。

【伊達市月館町の調査結果】

- ①月館…1, 635Bq/kg
- ②布川…2, 724Bq/kg
- ③御代田…4, 086Bq/kg
- ④糠田…3, 509Bq/kg
- ⑤上手渡…1, 850Bq/kg
- ⑥下手渡…2, 988Bq/kg

国、平成23年産米の 稲の作付け方針を示す

4月8日、農林水産省は、稲の作付けに関する考え方として、避難区域等に加え、水田土壌の放射性セシウム濃度の調査結果及び水田土壌中の放射性セシウムのコメの移行の指標からみて、生産したコメが食品衛生法上の暫定規制値(500Bq/kg)を超える可能性の高い地域については稲の作付け制限を行うとともに、作付け制限以外の地域においても、収穫時にコメの分析を行い、暫定規制値を超える場合は出荷制限の指示を行うと発表した。そして、4月22日、「避難のための立退きを指示した区域」、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」について、平成23年産米の稲の作付け制限指示を正式に行った。

農産物への「移行係数」

土壌中の放射性物質がどの程度作物に取り込まれるかを数字で表したものを「移行係数」といい、その数値は農作物の種類、同じ農作物でも土壌の性質や栽培条件によって異なる。

コメの移行係数は、一般的に10分の1といわれており、5,000Bq/kg以上の水田からは食品衛生法上の暫定規制値である500Bq/kgを超えるコメが生産されることを想定して、農地土壌中の放射性セシウム濃度が5,000Bq/kgを超える水田での作付けについて、国は制限した。



原木シイタケの廃棄作業

野菜などの出荷制限・自粛相次ぐ

平成23年3月17日、厚生労働省は、原発事故を受けて食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、政府の原子力災害対策本部の決定に基づき、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置をとるとした。

3月21日、政府の原子力災害対策本部は、本県産のハウレンソウとカキナ及び原乳について、県内全域を対象に出荷を制限した。4月からは、都道府県単位で行われてきた農産物の出荷制限が市町村単位に変更された。本市は、4月13日に露地栽培の原木シイタケの出荷自粛が要請されたのを皮切りに、野菜や果物のお荷自粛、解除が繰り返し実施され、震災から3年を経過した平成25年度末現在も続いている。

出荷制限がかかっている農産物について、農地除染・吸収抑制・検査体制等をはかり出荷制限の解消をはかるとともに、風評被害の払拭に努めている。



平成24年4月16日に出荷制限となった伊達市の葉ワサビ

平成23年度 伊達市の農産物などに関する出荷制限等一覧

出荷制限日	農作物	内容	制限解除日
平成23年3月21日	ハウレンソウ、カキナ	出荷制限	平成23年6月23日
平成23年3月21日	原乳	出荷制限	平成23年4月16日
平成23年3月23日	ハウレンソウ、コマツナ等※非結球性葉菜類	摂取・出荷制限	平成23年6月23日
平成23年3月23日	キャベツ等※結球性葉菜類	摂取・出荷制限	平成23年5月11日
平成23年3月23日	ブロッコリー、カリフラワー等※アブラナ科の花蕾	摂取・出荷制限	平成23年6月15日
平成23年3月23日	カブ	出荷制限	平成23年5月4日
平成23年4月13日	原木シイタケ(露地栽培)	出荷制限	
平成23年5月9日	タケノコ	出荷制限	
平成23年6月2日	ウメ	出荷制限	平成25年10月21日
平成23年7月19日	牛	県外移動(12月齢未満を除く)・ と畜場への出荷制限	平成23年8月25日
平成23年7月19日	原木シイタケ(施設栽培)	出荷制限	
平成23年9月15日	キノコ類(野生のもの)	出荷制限	
平成23年9月20日	クリ	出荷制限	
平成23年10月14日	ユズ	出荷制限	
平成23年11月25日	イノシシ肉	摂取・出荷制限	
平成23年12月2日	クマ肉	出荷制限	

※国からの指示に基づくもので、コメは除いた

肉牛の出荷制限



東京都が行った食肉の放射線モニタリング検査において、南相馬市内の畜産農家から東京食肉市場に搬入された肉牛11頭から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことを受け、県は、県内の計画的避難区域等のすべての牛飼養農家(511戸、33,774頭)に対

し緊急に立ち入り調査を実施し、10市町村14戸の農家で放射性物質に汚染された稲わらを使用し、554頭の肉牛が出荷されたことが判明する。7月19日、政府の原子力災害対策本部は、県産牛について、当分の間、県外への移動(12月齢未満の牛を除く)及びと畜場への出荷を差し控えるよう県に指示する。

8月25日、国は、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等については全頭検査を行い、それ以外の区域は肉牛を出荷する全戸検査(初回出荷牛のうち1頭以上の検査)を行って、それぞれ暫定規制値を下回った場合には出荷を認めるとし、県産牛の県外への移動及びと畜場への出荷制限を一部解除した。

8月28日、郡山市・県食肉流通センターに県産牛23頭が搬入され、出荷が再開された。



各学校給食センターには測定機器が配備された(梁川学校給食センター)

安全な学校給食へ 食材モニタリング

原発事故によって県内産の学校給食用食材が放射能で汚染され、子どもを持つ親から安全で安心できる食材の使用を求める声が強まった。

平成23年4月7日から始まる学校給食について、市は、食材は他県産、コメは平成22年会津産ひとめぼれ、牛乳は岩手県産を使用した(5月からは、安全性が確保されたとして牛乳を福島県産に切り替えた)。

実施にあたっては随時、保護者に食材の供給先等を文書で通知、理解を求めたが、保護者の不安はなかなか解消せず、23年7月、市教育委員会は、「学校給食の安全性について」として、当分の間、保護者の希望により児童・生徒に弁当を持たせることを認めるとした。市は、23年12月に、学校給食用食材モニタリング実施要領を作成し、伊達総合支所へ食材を持ち込んでのモニタリング検査を開始した。年が明けてからは、伊達、梁川、保原の各学校給食センターに測定機器を配備し、通常の基準よりも厳しい基準(20Bq/kg、24年8月からは10Bq/kg未満の食材のみを使用)を採用し、安心・安全な給食の提供に万全を期した。

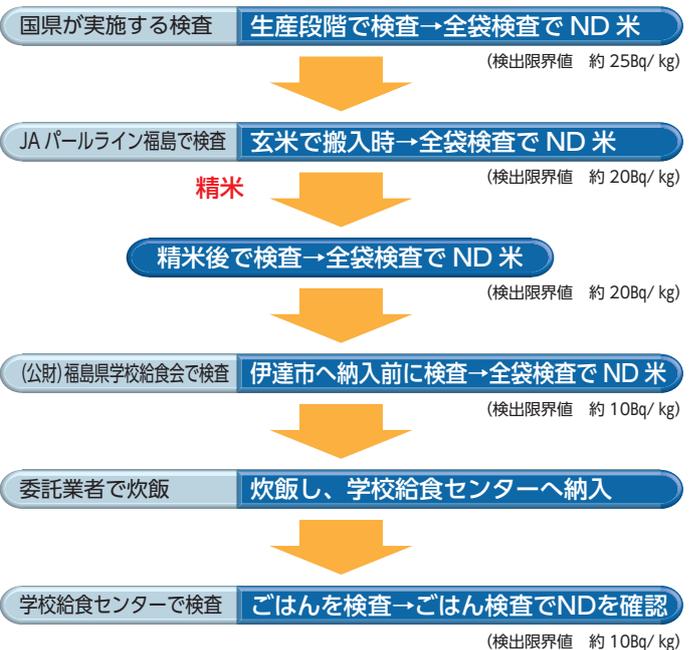
国や県、JAなどの関係機関・団体の取り組みにより、伊達市産米などの福島県産米はすべ

て安全性が十分確保されたことから、学校給食におけるコメの使用について、25年4月から24年伊達市産米(ND米^{※1})を使用することとなった。

※1 ND米：検出限界値未満のコメ

学校給食で使用する平成24年伊達市産米の検査の流れ

(関係機関それぞれが対応する、幾重もの検査を経て提供する体制が確立されている)



学校給食用食材モニタリング検査の経過

平成23年4月7日	平成23年度学校給食開始。食材は他県で対応。米は会津産ひとめぼれ。牛乳は岩手県産
平成23年4月26日	保護者へ「学校給食用牛乳の産地変更」の通知
平成23年5月9日	牛乳を福島産へ変更
平成23年7月15日	保護者へ「学校給食の安全性について」の通知 保護者の希望で子どもへの弁当持参を認める
平成23年12月8日	伊達市学校給食用食材モニタリング実施要領を作成 放射性セシウム濃度が20Bq/kgを超えるものは使用しない
平成23年12月12日	伊達総合支所へ食材を持ち込みモニタリング検査実施
平成24年1月18日	梁川学校給食センターで測定機器を配備（農林課で搬入）しモニタリング検査実施
平成24年1月20日	伊達学校給食センターで測定機器を配備（農林課で搬入）しモニタリング検査実施
平成24年3月14日	保原学校給食センターで測定機器を配備（保原RCから寄贈）しモニタリング検査実施
平成24年4月7日	平成24年度学校給食開始。食材は他県で対応。米は会津産ひとめぼれ。牛乳は福島県産
平成24年5月1日	検査結果を伊達市ホームページで公表
平成24年6月22日	JA伊達みらいからキュウリ450kgの寄付。食材は安全が確認できれば地産地消を推進していく
平成24年8月24日	県補助金で新たに購入した測定機器を伊達・梁川・保原学校給食センターに配備しモニタリング検査実施。 放射性セシウム濃度が10Bq/kgを超えるものは使用しない
平成25年2月22日	保護者へ「平成24年度産米の使用について」の通知
	平成25年4月から平成24年伊達市産米（ND米）を使用する

市長メッセージ

平成23年6月16日発行

学校給食用食材における地産地消について

子どもの放射能対策について、6月6日から10日にかけて市内5カ所で小中学校、幼稚園、保育園などの保護者説明会を行いました。

その中で、放射能の影響による学校給食の安全性の点から、食材の「地産地消（地元から採れた食材を地元で消費しようという考え）」について見直すべきではないかとの意見がありました。しかし、この発言は現在の福島県が置かれた状況の中ではいささか問題があると思われます。

現在の学校給食で使用する食材については、食品衛生法、原子力災害特別対策措置法に基づき食品の規制値を下回り、国や県の適切な管理のもとに流通している農畜産物を利用しております。地元産の食材についても、福島県が放射能の測定を行い公表している「緊急時モニタリング検査結果」や「摂取や出荷等を差し控えるよう要請している福島県産の食品について」などの情報をもとに食材の手配と納品時の検収を行い、安全・安心な学校給食の提供に万全を期しております。

一方、農業生産者は、放射能の風評被害に

より大きな痛手を負いつつあり、そうした中で、安全・安心な農作物を栽培し提供しようと全力を傾けているところです。

そうした中で、伊達市民が福島県の農業生産者の作る作物を信用できないとなれば、他県民が信用できるはずはないのではないのでしょうか。風評被害に苦しむ生産者に対する思いも共有していかなければならないと思います。

震災後、放射線による発がんの影響を心配し窓を開けない、外での運動を控える、地元の食材を過度に心配するなど、日常生活の中で何かと過敏になっている方もおられると思いますが、このような過剰な対応は逆にストレスが発生し健康に悪影響があるといわれております。

子どもたちには、このような社会の仕組みや放射線についての正しい知識などの学習を行い、地元の食品で規制値に合格した新鮮な食材の提供について、さらなる安全確保に努めながら進めてまいります。

〈だて市政だより災害対策号・第14号〉



震災後の3月25日から受け入れを開始した各家庭の災害廃棄物(木質がれき)は、敷地内最終処分場に仮置きし、受け入れを終了した8月31日までには4,017トンとなった

災害廃棄物(木質がれき)を焼却

伊達地方衛生処理組合清掃センター(以下、「衛生処理組合」)に搬入された災害ごみの中で、家屋材、家財、窓枠などの災害廃棄物(木質がれき)の焼却処分は、搬入が開始された平成23年3月14日から4月30日まで行われていたが、ここで放射能汚染の問題が浮上してきた。

5月2日、環境省は福島第一原発事故のため放射性物質に汚染された可能性がある県内の浜通り及び中通り地方の災害廃棄物について、当面の取り扱い方針を示した。5月4日の説明会では、環境省が災害廃棄物の汚染状況について現地調査の結果を踏まえて検討するとし、衛生処理組合はそれまでの間、仮置き場等に集積して焼却処分は行わないこととした。

5月17日、環境省は9日から12日にかけて実施した県内の災害廃棄物の仮置き場周辺の空間線量率測定結果を公表し、災害廃棄物の集積による周辺の空間線量率への特段の影響や、それによる周辺住民の健康への影響はないと考えら



江田五月環境相(写真右端)が衛生処理組合を訪れ、災害廃棄物(木質がれき)は生活ごみに1割混焼することで焼却処分が可能であるとの判断を仁志田組合管理者(伊達市長、写真左から2人目)側に伝えた(写真提供:伊達地方衛生処理組合)

れると発表した。

7月5日・6日、環境省は、衛生処理組合の排ガス処理装置である電気集塵機について、生活ごみ9割と災害廃棄物1割を混燃した場合の灰や排ガスに含まれる放射性物質濃度の調査を行った。



9月13日、清掃センター近隣の住民の方々に
対して説明会を開催し、災害廃棄物(木質が
れき)の焼却処分の安全性について理解をい
ただいた(写真提供:伊達地方衛生処理組合)

この結果を踏まえて、7月16日、江田五月環境相が衛生処理組合を訪れ、災害廃棄物(木質がれき)を1割混焼した場合、同施設の排ガス中に含まれる放射性セシウムが基準値以下であると、同施設での焼却処分が可能であるとの判断を示した。そして、8月9日、環境省は、活性炭が吹き込まれる電気集塵機を有する焼却施設では、排ガス濃度のモニタリングにより安全性を確認しつつ、災害廃棄物の焼却を行うことが可能であるとホームページに公表した。

衛生処理組合では、9月13日の説明会で周辺住民の理解を得た後、災害廃棄物の混焼率を生活ごみの1割以下にして、10月6日から焼却処



焼却灰には放射性物質が含まれているため、
主灰と飛灰に分別し、フレキシブルコンテ
ナに袋詰めして敷地内最終処分場に仮置き
している(写真提供:伊達地方衛生処理組合)

分を再開した。

これ以降、施設周辺の放射線量モニタリング測定及び主灰・飛灰の放射性物質濃度検査を定期的実施し、灰などの放射性廃棄物はフレキシブルコンテナによる仮置き場での徹底した管理を行い、周辺住民の理解を得ながら25年1月に災害廃棄物(木質がれき)の焼却処分を終了し、現在も放射性物質の測定及び管理体制は継続している。

衛生処理組合に搬入されたブロック、石、瓦などの不燃がれきは、伊達市の対応に準じ、社団法人福島県産業廃棄物協会に処理が委託され平成26年3月に完了した。



主灰と飛灰に分別したフレキシブルコンテナは、管理型最終処分場内にペントナイトシートを敷いてその上の指定された位置にそれぞれ仮置きし、1段ごとに覆土しながら3段まで積み上げて最後に黒い遮水シートで覆い管理している(写真提供:伊達地方衛生処理組合)